

宣言(?)どおり!

令和3年度税制改正大綱において

「控除額や控除率のあり方を
令和4年度税制改正において
見直すものとする」

と具体的にいられていた改正です。
多くの見直しが入りました。
内容の詳細は、ホームページ上で
ご紹介いたします。(1月下旬公開予定)

2. 住宅ローン控除等の見直し(所得税)

- (1) 適用期限の4年延長
- (2) 控除率・控除期間の見直し
- (3) 住宅性能等に応じた
借入限度額の上乗せ措置
- (4) 所得要件の引き下げ
- (5) 床面積要件の一部緩和

3. 電子取引の取引情報に係る 電磁的記録の保存への 円滑な移行のための宥恕措置の整備

令和4年1月1日から
令和5年12月31日までの間、
税務署長が「やむを得ない事情がある」と認め、
書面により保存している場合には
電磁的記録の保存要件にかかわらず、
保存をすることができる。

➡ こういうこと!

令和4年1月1日以降の取引について

「電子で発行・受領した証憑は
電子での保管義務があります!」

とご案内をさせていただいた、
あの「電子帳簿保存法」の内容です。
(事務所通信 2021年11月号)

2年間の猶予が設けられました。

慌てて準備をする必要はなくなりました。それでも、現在は、令和5年12月31日に
この“宥恕措置”が終了することになっています。証憑保存のツールについては、
私たちも、利用する会計ソフトベンダーさまより情報が入り次第、お伝えしてまいります。
利用ソフトは費用だけでなく、その先の利便性も考慮して考えていきましょう!

制度のご紹介

まもなく申請開始!? 「事業復活支援金」



2021年11月~2022年3月のいずれかの月の売上
⬆️ 50%以上 又は 30~50%減少 ⇒⇒
2018年11月~2021年3月の任意の同じ月の売上

2018年11月~2021年3月の
売上比較に用いた月を含む
事業年度の年間売上高

に応じて支給額の上限あり

申請開始時期等の情報が発表されましたら、ご案内いたします!